

各 位

会 社 名 パスロジ株式会社
代表者名 代表取締役社長 小川 秀治
 (コード：4426、TOKYO PRO Market)
問合せ先 管理部長 黛 慎一
 (TEL. 03-5283-2263)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社を「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行するため、定款の一部変更について、2025 年 9 月 29 日開催予定の第 26 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、取締役会の監督機能と監査機能の一体化を図り、役員体制の合理化およびガバナンスの実効性向上を目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。

これに伴い、監査等委員会および監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役・監査役会に関する規定の削除等、所要の定款変更を行います。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 (商号) 第 1 条 当社は、パスロジ株式会社と称し、英文では Passlogy Co.,Ltd. と称する。	第 1 章 総 則 (商号) 第 1 条 当社は、パスロジ株式会社と称し、英文では Passlogy Co.,_Ltd. と称する。
第 2 条～第 3 条 (条文省略)	第 2 条～第 3 条 (現行どおり)
(機関の設置) 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人	(機関の設置) 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査等委員会 <削除> 3. 会計監査人
第 5 条～第 18 条 (条文省略)	第 5 条～第 18 条 (現行どおり)
第 4 章 取締役及び取締役会 (員数) 第 19 条 当社の取締役は、10 名以内とする。	第 4 章 取締役及び取締役会 (員数) 第 19 条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、10 名以内とする。

<新設> (選任方法) 第20条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 2. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。 <新設>	2. <u>当会社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u> (選任方法) 第20条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 2. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。 3. <u>取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u>
(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <新設> 2. <u>補欠又は増員により選任された取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。</u> <新設>	(任期) 第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u>
(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を定めることができる。	(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>取締役社長1名を定めることができる。
第23条 （条文省略）	第23条 （現行どおり）
(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。	(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。
第25条 （条文省略）	第25条 （現行どおり）
(取締役会議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に	(取締役会議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に

記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。
(業務執行) 第27条 取締役社長は当会社の業務を統括する。<u>取締役副社長、専務取締役は取締役社長を補佐してその業務を執行し、常務取締役は取締役社長を補佐してその業務を分掌する。</u> 2. 取締役社長に事故があるときは、<u>予め取締役会に定める</u>順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。	(業務執行) 第27条 取締役社長は当会社の業務を統括する。 2. 取締役社長に事故があるときは、<u>予め取締役会で定める</u>順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。
<新設>	<u>(業務執行の決定の取締役への委任)</u> <u>第28条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u>
(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。	(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u>
(取締役との責任限定契約) 第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において免除することができる。 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(取締役との責任限定契約) 第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において免除することができる。 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第5章 監査役及び監査役会 <u>(員数)</u> 第30条 当会社の監査役は、5名以内とする。	第5章 監査等委員会 <削除>
<u>(選任方法)</u> 第31条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	<削除>
<u>(任期)</u> 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 補欠により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。	<削除>

(常勤の監査役) <u>第33条</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(常勤の監査等委員) <u>第31条</u> 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
(監査役会の招集通知) <u>第34条</u> 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	(監査等委員会の招集通知) <u>第32条</u> 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
(監査役会規程) <u>第35条</u> 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	(監査等委員会規程) <u>第33条</u> 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
(報酬等) <u>第36条</u> 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。	<削除>
<新設>	(監査等委員会の決議) <u>第34条</u> 監査等委員会の決議は議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
<新設>	(監査等委員会の議事録) <u>第35条</u> 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。
(監査役との責任限定契約) <u>第37条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において免除することができる。 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	<削除>
第6章 会計監査人 (選任方法) <u>第38条</u> 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。	第6章 会計監査人 (選任方法) <u>第36条</u> 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。
(任期) <u>第39条</u> 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議が	(任期) <u>第37条</u> 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議が

されなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。	されなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
(報酬等) <u>第40条</u> 会計監査人の報酬等については、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	(報酬等) <u>第38条</u> 会計監査人の報酬等については、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第7章 計 算 (事業年度) <u>第41条</u> 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。	第7章 計 算 (事業年度) <u>第39条</u> 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。
<新設>	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> <u>第40条</u> 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
(剰余金の配当の基準日) <u>第42条</u> 当会社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。 2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	(剰余金の配当の基準日) <u>第41条</u> 当会社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。 2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
(中間配当) <u>第43条</u> 当会社は取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当を行うことができる。	(中間配当) <u>第42条</u> 当会社は取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当を行うことができる。
(配当の除斥期間) <u>第44条</u> 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。	(配当の除斥期間) <u>第43条</u> 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。
<新設>	附 則 <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>当会社は、第26回定時株主総会前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>

3. 日程（予定）

- | | |
|---------------------|----------------------|
| (1) 取締役会決議日 | 2025年9月4日 |
| (2) 定款変更のための株主総会開催日 | 2025年9月29日 |
| (3) 定款変更の効力発生日 | 2025年9月29日（株主総会終結の時） |

以上